3　年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議

合同会議員一覧（35名）

会　　長	与謝野　馨（衆・自民）	鈴木　俊一（衆・自民）	峰崎　直樹（参・民主）
会長代理	仙谷　由人（衆・民主）	武部　勤（衆・自民）	山本　孝史（参・民主）
幹　事	長勢　甚遠（衆・自民）	津島　雄二（衆・自民）	井上　義久（衆・公明）
幹　事	丹羽　雄哉（衆・自民）	片山　虎之助（参・自民）	福島　豊（衆・公明）
幹　事	柳澤　伯夫（衆・自民）	田浦　直（参・自民）	冬柴　鐵三（衆・公明）
幹　事	武見　敬三（参・自民）	中島　眞人（参・自民）	遠山　清彦（参・公明）
幹　事	枝野　幸男（衆・民主）	小宮山　洋子（衆・民主）	山口　那津男（参・公明）
幹　事	城島　正光（衆・民主）	五島　正規（衆・民主）	佐々木　憲昭（衆・共産）
幹　事	小川　敏夫（参・民主）	中塚　一宏（衆・民主）	小池　晃（参・共産）
幹　事	坂口　力（衆・公明）	古川　元久（衆・民主）	阿部　知子（衆・社民）
	伊吹　文明（衆・自民）	横路　孝弘（衆・民主）	近藤　正道（参・社民）
	鴨下　一郎（衆・自民）	朝日　俊弘（参・民主）	（17．4．8 現在）

（1）発足の経緯

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議の設置については、平成17年３月25日の自由民主党、民主党、公明党、日本共産党及び社会民主党の幹事長・書記局長会談において確認され、28日、５党から衆参両院議長に対し申入れが行われた。

４月１日、衆参両院本会議において、「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案」が可決され、両院合同会議の設置が決定された。決議では、会議における議論はすべて国民に公開し、今秋までに改革の方向付けを行い骨格の成案を得ることを目指すこととされた。

また、同本会議において、年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱を議院運営委員長が報告し、了承された。

この要綱に従って両院合同会議が設置され、４月８日に第１回の会議が行われ、第162回国会中、８回の会議を行った。

（2）合同会議経過

○平成17年４月８日（金）（第１回）

・会長及び会長代理から発言があった。

○平成17年４月14日（木）（第２回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

〇平成17年４月22日（金）（第３回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革について、自由討議を行った。

〇平成17年６月６日（月）（第４回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革（年金制度の現状認識及び将来の見通し）について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

〇平成17年６月30日（木）（第５回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革（公的年金制度の必要性）について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

〇平成17年７月８日（金）（第６回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革（国民年金の位置付け）について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

〇平成17年７月22日（金）（第７回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革（国民皆年金の意義）について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

〇平成17年７月29日（金）（第８回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革（国民年金と生活保護の関係）について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

（３）年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議

（「Ⅲ－４　本会議決議」を参照）

（４）両院合同会議要綱

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱

一、名　称　年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議とする。

二、目　的　両院合同会議は、「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議」に基づき、国民に開かれた国会の持つ機能を十分に発揮し、全党会派の参加による衆参議員の一体的な議論を保障し、各党会派が責任を持って最も適切かつ効率的な議論を行うものとする。

三、構　成　①両院において各党会派を代表する35人の合同会議員によって構成する。
②合同会議員の各党会派の割当は次のとおりとする。

自民13人、民主12人、公明６人、共産２人、社民２人

③合同会議に会長１人、会長代理１人及び幹事８人を置く。

幹事は自民４人、民主３人、公明１人、

幹事会のオブザーバーを、共産１人、社民１人とする。

四、運　営　①合同会議の運営については、会長、会長代理及び幹事の協議によって行う。なお、原則として、幹事会の合意に基づき、運営・議論を進めるものとする。

②合同会議の運営については、政府に対する資料要求など、国会法に基づく委員会運営に準じたものとする。

③合同会議は公開するものとする。

五、報　告　合同会議の経過及び結果を両院の議長に報告するものとする。

六、その他　①合同会議は、会期中であると閉会中であるとを問わず、活動できるものとする。

②合同会議は、国会の召集の都度その設置を確認する。

③合同会議の運営、調査、会議録作成等の事務は、委員会に準じて行うものとする。